

細江旅客上屋（下関港国際ターミナル）等
ネーミングライツ・パートナー選定委員会の設置について

1. 設置の目的

細江旅客上屋（下関港国際ターミナル）等ネーミングライツを実施するにあたり、細江旅客上屋（下関港国際ターミナル）等ネーミングライツ・パートナー応募者のうち、他の応募者に優先して市が契約に係る交渉をする者（以下「優先交渉権者」という。）を厳正かつ適正に選定するため、細江旅客上屋（下関港国際ターミナル）等ネーミングライツ・パートナー選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

2. 所掌事務

選定委員会は、提案書等の審査並びに優先交渉権者及び次点者の選定に関する事項を所掌する。

3. 組織

選定委員会は、委員 5 人をもって組織し、委員は、別表のとおりとする。

4. 委員長

- （1）選定委員会に委員長を置く。
- （2）委員長は港湾局長をもって充てる。
- （3）委員長は、会務を総括し、選定委員会を代表する。
- （4）委員長が欠席、又は事故があるときは、委員のうち、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

5. 会議

選定委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

6. 解散

会議は、優先交渉権者等の選定を完了した日をもって解散する。

7. 庶務

選定委員会の庶務は、港湾局施設課管理係において処理する。

8. 雑則

このほか、選定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

別表

委員に充てられる職
港湾局長
港湾局理事
港湾局副局長（港湾局経営課長）
港湾局参事（港湾局施設課長）
港湾局参事（港湾局振興課長）